

知的財産（権）に関するセミナー・研修会を開催しませんか！

一般社団法人 岩手県発明協会が開催を支援させていただきます。

- 岩手県発明協会は、①発明の奨励、②産業財産権制度の普及啓発、③青少年等の創造性開発・育成を組織使命・役割に掲げる岩手県内唯一の「知的財産情報センター」です。
- 岩手県発明協会は、特許庁・東北経済産業局の事業である「特許等取得活用支援事業（岩手県知財総合支援窓口の運営）」を受託し、特許や意匠、商標などの産業財産権の取得や経営への活用のための支援を行っています。
また、岩手県の事業である「戦略的知財活用支援事業」の実施を受託し、県内各地で「知的財産権無料相談会」と「知的財産に関するセミナー」を主催しているほか、各種の業界団体（協会など）や商工組合、協同組合、経済団体、商工指導団体などがその構成員企業等の役員などを対象に実施する「知的財産（権）に関するセミナー・研修会の開催」を支援させていただきます。



皆さんはこう思っていないですか？

- 知的財産（権）はわが社、わが業界には無関係！
- わが社は特許権や実用新案権、意匠権、商標権などの登録をしているから安心！
- わが社は他社の知的財産権を侵害するようなことはない！



知的財産（権）は、取得（設定登録など）できれば一定期間独占的にその権利を利用し、さまざまな形で営業上のメリットを得ることができます



一方で、知的財産（権）に関する知識がないばかりにトラブルに巻き込まれることがあります！
こんな事例があります。

- ホテル・旅館業を営む社が自社のホテル・旅館名を他社・他人が登録した商標を侵害していると警告され使用料を支払わされた事例（ホテル・旅館業）
- 地方の酒造メーカーの使用しているお酒のラベルが大手洋酒メーカーの商標を侵害していると警告され高額の商品使用料を支払わされた事例（酒造業）
- あるメーカーから購入した製造装置を修理に出したら別なメーカーからわが社の特許を侵害していると警告された事例（製造業）
- 地方の住宅メーカーの建築物が設定登録されている他社の意匠権を侵害していると警告された事例（建設業）
- 有名な評判のキャラクターを模したパンを著作権者の承諾なしに製造販売し、警告された

事例（菓子パン製造業）

- 地域の伝統的な食品を地域の同業者とともに「〇〇（＝地域名）の一本漬け」として販売していたら、まったく関係ない他地域の業者が同様な商品名で製造販売している事例（地場産品）

侵害していると認められると使用料を支払うことで解決することもあります、場合によっては製造販売の差し止め請求や損害賠償請求、不当利得返還の請求のほか故意に侵害したととられる場合などは経営者のみならず法人も刑事罰を受けることにもなりかねません。

こうした時、知的財産権に関する知識があれば適切な対応を図ることが出来ます。

いかなる事業経営においても、産業財産権や著作権のほか不当競争防止法などの関連の法律に関する知識を持っていることが不可欠となっています！

岩手県発明協会では、セミナー・研修会の実施を希望する皆様に対して、テーマに相応しい県内外の「知財専門家」（弁理士や弁護士など）を選定し、講師をお願いして開催します。

講師にかかる謝金や旅費の一切は当協会が負担します。セミナー・研修会の開催時間や回数もご相談次第でいかようにも対応いたします。

【セミナー・研修会のテーマ事例】



- ☑ 産業財産権、著作権、不正競争防止法等に知的財産権に関する知識の習得
- ☑ 産業財産権の出願手続き、取得に関する内容
- ☑ 知的財産権の侵害への対応や侵害を警告された場合の対応
- ☑ 外国出願や模倣品による侵害対策
- ☑ 自社のみならず他社の知財も含め有効に活用した経営方法
- ☑ 社内ノウハウなどの社外流出対策・秘密保持の方法 など

ご連絡、ご相談をお待ちしています！

- 一般社団法人岩手県発明協会（担当：酒井又は井旗）
- ・ 盛岡市北飯岡 2-4-25 地方独立行政法人岩手県工業技術センター2階
 - ・ 電話 019-634-0684 FAX019-631-1010
 - ・ E-mail : sansa@aa.wakwak.com（酒井）又は iwatehatsumei@iwate-hatsumei.org（井旗）